

# 2020 年度 日本学生支援機構 第二種奨学金(短期留学)第 1 回募集

下記の要項により 日本学生支援機構 第二種奨学金(短期留学)第 1 回を募集します。  
期間内に学生課へ出願してください。

## 願書配布・受付:2019 年 12 月 16 日(月)～ 2020 年 1 月 10 日(金)

配布場所・時間:書類の配布・受付は在籍する校舎の学生課とします。

【白金校舎】月～金:9:30～11:45、12:30～16:00 土:9:30～11:45

【横浜校舎】月～金:9:30～11:45、12:30～16:30 土:9:30～12:00

※年末年始休暇中[12月27日(金)～1月4日(土)]は閉室します。

- 出願資格:(1)現在、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与を受けておらず、留学中のみ貸与を希望する学生。  
(2)2020年4月から2020年7月までに留学開始予定の学生。  
(3)留学期間が月数で3ヶ月以上にわたること。(「3. 貸与期間」の項も参照のこと。)  
(4)留学先校で取得した単位が本学で認定されること。  
※日本学生支援機構奨学金「海外留学支援制度(協定派遣)」(給付型)および「官民協働海外留学支援制度(トビタテ奨学金)」との併用可。  
※「留学期間」「留学開始」「留学終了」は、留学先での授業等の開始/終了日で判定します。
- 貸与金額:月額 20,000 ～ 120,000 円の範囲から1万円単位で選択(有利子・貸与)  
※留学時特別増額貸与奨学金(10万～50万より選択、有利子)の申込も可能です。  
ただし、出願の条件がありますので、詳細は学生課で確認してください。
- 貸与期間:留学開始月から留学終了月まで(ただし、12ヶ月を上限とする)。  
※ダブル・ディグリープログラムでの留学に限り、13ヶ月以上留学する場合は24ヶ月以内で機構が認める期間となります。申込時にダブル・ディグリープログラムでの留学であることを証明する書類の提出が必要です。
- 提出書類:(1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)  
(2)スカラネット入力下書き用紙(所定用紙)  
(3)確認書兼個人情報取扱いに関する同意書(所定用紙)  
(4)様式 A 家計状況申告書(所定用紙)  
(5)父母の収入に関する証明書  
\*給与所得者の場合は「2019(平成31)年分の源泉徴収票」のコピー  
\*募集期間内に用意できない場合は、2018(平成30)年分でも可。  
\*給与所得者以外の場合は「2018(平成30)年分の確定申告書(第一表と第二表)(控)」のコピー  
\*確定申告書(控)に税務署等の受付印がない場合は、別途提出書類が必要です。  
(6)様式 F 特別控除証明書類提出用紙(所定用紙、該当者のみ)  
※特殊事情に関する証明書類と併せて提出してください。
- 保証制度:  
申込時に、「人的保証(連帯保証人および保証人が必要)」または「機関保証」のいずれかの保証制度を選択します。  
採用決定後(留学中)に下記の書類を提出することになりますので、人的保証制度を選択する場合は、必ず事前に、連帯保証人および保証人となる方に承諾を得てください。  
**提出書類:**
  - ・返還誓約書(本人、連帯保証人および保証人の自署・押印)
  - ・本人の住民票(コピー不可)
  - ・連帯保証人、保証人の印鑑登録証明書および連帯保証人の収入に関する証明書〔人的保証〕
  - ・保証依頼書(兼保証委託契約書)〔機関保証〕

2019 年 12 月 16 日 明治学院大学 学生部